

国立健康危機管理研究機構理事会規程

令和7年4月4日規程第124号

国立健康危機管理研究機構理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき機構に置くこととされている理事会について、法に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(構成及び機能)

第2条 理事会は、法第8条第2項に定めるところにより、理事長、副理事長及び全ての理事をもって組織することとし、法第8条第3項各号に掲げる職務を行うものとする。

(開催)

第3条 定例の理事会は、原則として毎月1回開催する。

2 理事会は、定例に開催するほか、臨時に開催することができる。

(監事の出席等)

第4条 監事は、法第10条第9項の規定により、必要があると認めるときは、理事会に出席し、意見を述べることができる。

2 監事は、法第10条第10項の規定により、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(招集及び議長)

第5条 理事会は、法第9条各項に定めるところによるほか、全ての理事（理事長を除く。）は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

2 法第10条第2項の規定により、理事長に事故があるときは副理事長が代理で理事会を招集し、理事会の議長となり、会務を総理することとし、理事長が欠員のときは副理事長が理事会を招集し、理事会の議長となり、会務を総理する。

3 理事会の議事に関し、当該議事に特別の利害関係を有する理事は、その議決に参加することができない。この場合、その理事は、法第9条第4項の出席者の総数に算入されない。

(他の者の出席及び意見)

第6条 理事会がその職務を行うに当たり必要と認めるときは、理事長、副理事長及び全ての理事又は監事以外の者を理事会に出席させて、その意見又は説明を求めることができる。

(審議事項等)

第7条 理事会は、法第8条第3項に定めるところにより、次に掲げる事項の審議及び決定を行う。

- 一 法第16条第2項の役員等の損害賠償責任の免除に関する事項
- 二 法第22条第1項の規定に基づき作成又は変更する制裁規程に関する事項
- 三 法第23条第1項第13号に掲げる業務のうち出資に関する事項
- 四 法第26条第1項の規定に基づき作成又は変更する業務方法書に関する事項
- 五 法第28条第1項の規定に基づき作成又は変更する中期計画に関する事項
- 六 法第29条の年度計画に関する事項
- 七 法第33条第1項の財務諸表並びに同条第2項の事業報告書及び決算報告書に関する事項
- 八 法第34条の剰余金の使途に関する事項
- 九 法第35条の積立金の使途に関する事項
- 十 法第36条の短期借入金若しくは長期借入金若しくは債券又は法第38条の償還計画に関する事項
- 十一 法第43条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。次号において「準用通則法」という。）第46条の2又は第46条の3の不要財産に関する事項
- 十二 準用通則法第48条の重要な財産の処分等に関する事項
- 十三 会計規程その他財務及び会計に関する重要事項
- 十四 組織、人事制度及び労務に関する重要事項
- 十五 その他理事会が特に必要と認める重要事項

2 前項の規定にかかわらず、前項第十三号から第十五号までの事項に関し、緊急その他やむを得ない事由により理事会で審議及び決定することができないときは、理事長が法の目的を達成するため必要な範囲で処理をすることができる。この場合において、理事長は、事後遅滞なくこれを理事会に報告し、その承認を得なければならない。

（付議事項）

第8条 前条第1項各号に掲げる理事会の審議及び決定事項であって理事長が国立健康危機管理研究機構会議及び委員会の設置等に関する規程（令和7年規程第44号）別紙に規定する運営戦略会議において審議することが必要と認めるものは、その審議を経ることができる。

（報告）

第9条 理事長、副理事長及び理事（外部理事を除く。）は、法第8条第4項の規定に基づき、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

（議事録）

第10条 理事会の議事について、議事録を作成する。

2 前項の規定により作成された議事録について、出席した理事長、副理事長及び理事がその内容を確認するものとし、次条に定める事務総局において管理する。

(庶務)

第11条 理事会の庶務は、国立健康危機管理研究機構組織規程（令和7年規程第4号）第11条に規定する事務総局が処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は理事長が別に決定する。

2 この規程の改廃は、理事会の決定により行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月4日から施行する。